



外国人労働者における税務上の 注意点

所得税の取り扱い

(1)外国人労働者の区分と課税

日本で働く外国人労働者に給与を払う場合、下記の区分によって、所得税の取り扱いが異なります。

区分	区分	国内源泉所得	国外源泉所得
居住者(国内に住所を有する人or国内に居所を有する期間が、現在まで引き続き1年以上の人)	永住者(居住者の内、日本国籍を有している人or過去10年間に日本に住所・居所を有していた期間の合計が5年超の人)	課税	課税
	非永住者(居住者の内、日本国籍を有さない、人かつ過去10年間に日本に住所・居所を有していた期間の合計が5年以下の人)	課税	国外の所得の内、国内で支払われたもの及び国内に送金されたものに対して課税
非居住者(上記以外の人)		課税	非課税

(2)源泉徴収事務

外国人労働者の源泉徴収に際して、**母国に住む親族を扶養**にするためには、「給与所得者の扶養控除等申告書」以外に「**親族関係書類**」と「**送金関係書類**」の提出が必要です。

「**親族関係書類**」・・・外国人労働者の親族であることを証明する書類⇒①戸籍の附票の写し、非居住者の親族の旅券の写し。②外国政府・外国の地方公共団体発行書類(非居住者の親族の氏名、生年月日、住所の記載)

「**送金関係書類**」・・・親族の生活費や教育費に充てるための支払いを証明する書類⇒①金融機関発行書類で、外国人労働者から非居住者の親族に支払をしたことが明らかな書類。②クレジットカード会社の発行書類で、親族がカードを利用して商品の購入や役務提供を受けたことに対する支払いをしたことで、その代金を外国人労働者から受領したことを明らかにする書類

(3)国外財産調書

日本人労働者、外国人労働者(非永住者を除く居住者)を問わず、**国外に5,000万円超の財産を保有する人は、翌年の3/15までに「国外財産調書」を税務署に提出しなければなりません。** ※不提出・虚偽記載の場合、1年以下の懲役or50万円以下の罰金

住民税の取り扱い

住民税も所得税と同様の区分で課税されます。外国人労働者の内、1/1時点で1年以上日本に住んでいる人、入国して1年未満だが通常1年以上居住することを必要とする職業の人は、前年所得により税額が計算され、住民税が課税されます。外国人労働者が退職し、出国する場合、全額納付or納税管理人が必要。

【今月の経営格言】戦略の基盤としての情報。 by P.Fドラッガー

戦略は情報を基盤とする。市場、顧客、非顧客、技術、国際金融市場、グローバル経済についての情報を基盤とする。それら外の世界が、事業活動の成果が生まれるところである。組織の中にはコスト・センターがあるにすぎない。変化は組織の外で起こる。小売業は自社の店舗で買い物をする人達については多くを知ることができるが、いかに繁盛したとしても、その顧客は膨大な市場の一部に過ぎない。圧倒的多数が非顧客である。そして、基本的な変化が始まり、それが重大な変化に発展していくのは、彼ら非顧客の世界においてである。この50年間において、産業そのものを変えた重要な技術のうち少なくとも半分が、それぞれの産業の外部で生まれたものだった。 「ドラッガー365の金言」より